

岩手県監査委員告示第56号

監査結果の公表（平成26年岩手県監査委員告示第46号）により公表した監査の結果に対する措置について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により岩手県知事から通知があったので、同項の規定により、次のとおり公表する。

平成26年11月4日

岩手県監査委員 柳 村 岩 見
 岩手県監査委員 高 橋 昌 造
 岩手県監査委員 吉 田 政 司
 岩手県監査委員 工 藤 洋 子

1（1） 監査対象機関名 県南広域振興局土木部遠野土木センター

（2） 監査実施日

ア 予備監査実施日 平成26年5月15日

イ 本監査実施日 平成26年7月15日

（3） 監査結果の公表の日 平成26年9月2日

（4） 留意改善を要する事項及び措置内容

留意改善を要する事項	措置内容
ア 物品の購入に当たり、適正な検収を行わず、また、納品完了後相当期間経過してから支出しているものがあつたので、適正な事務の執行に努められたい。	ア 物品の購入については、契約担当と支出担当の適正な事務処理を徹底し、相互牽制の強化を図ることとした。
イ 河川占用許可に当たり、許可期間が不適当なものがあつたので、適正な事務の執行に努められたい。	イ 河川占用許可については、被許可者に対して適切な更新申請を行うよう要請し、許可期間更新手続の適正化を図るとともに、職員相互のチェック体制を強化することにより再発防止に努めることとした。

2（1） 監査対象機関名 県南広域振興局土木部一関土木センター

（2） 監査実施日

ア 予備監査実施日 平成26年6月10日及び11日

イ 本監査実施日 平成26年7月15日

（3） 監査結果の公表の日 平成26年9月2日

（4） 留意改善を要する事項及び措置内容

留意改善を要する事項	措置内容
屋外広告物等表示許可に当たり、許可期間が不適当なものがあつたので、適正な事務の執行に努められたい。	屋外広告物等表示許可については、被許可者に対して適切な更新申請を行うよう要請し、許可期間更新手続の適正化を図るとともに、職員相互のチェック体制を強化することにより再発防止に努めることとした。

3（1） 監査対象機関名 県南広域振興局土木部千厩土木センター

（2） 監査実施日

ア 予備監査実施日 平成26年6月12日

イ 本監査実施日 平成26年7月15日

（3） 監査結果の公表の日 平成26年9月2日

（4） 留意改善を要する事項及び措置内容

留意改善を要する事項	措置内容

<p>ア 収入証紙売払代金の収納に当たり、指定金融機関への払込みが相当期間遅延しているものが1件、10,000円あったので、適正な事務の執行に努められたい。</p>	<p>留意改善を要する事項アに係る措置内容 収入証紙売払代金の収入については、収入証紙の売渡しがある場合及び代金を指定金融機関に納入した場合の情報を担当者から課内職員にメールで周知することにより、情報共有と相互牽制を図るとともに、払込金の確認を徹底することとした。</p>
<p>イ 委託業務の執行に当たり、積算内容に不適当なものがあったので、適正な事務の執行に努められたい。</p>	<p>留意改善を要する事項イに係る措置内容 委託業務の執行については、所内での報告、協議記録の作成の徹底、チェック体制の強化を図るとともに、問題が発生したときは、センター内部だけではなく関係機関と十分協議を行った上で対応策を検討することとした。</p>
<p>ウ 凍結防止剤の管理に当たり、管理方法が不適当なものが4件、496,904円あったので、適正な事務の執行に努められたい。</p>	<p>留意改善を要する事項ウに係る措置内容 凍結防止剤の管理については、年度末における凍結防止剤の在庫は、原則返還させることとし、翌年度当初の降雪対応に必要なと料される分については、保管に係る管理委託契約を締結した上で業者等に保管を依頼することとした。</p>
<p>なお、留意改善を要する事項が多数に及んでおり、また、前年度の監査の結果、注意事項であったにもかかわらず、改善が認められなかったものもあることから、組織的なチェック体制を再構築するなど、有効な対策を講じられたい。</p>	

4(1) 監査対象機関名 沿岸広域振興局土木部宮古土木センター

(2) 監査実施日

ア 予備監査実施日 平成26年5月21日及び22日

イ 本監査実施日 平成26年7月24日

(3) 監査結果の公表の日 平成26年9月2日

(4) 留意改善を要する事項及び措置内容

留意改善を要する事項	措置内容
<p>ア 委託業務の執行に当たり、積算を誤っていたものが1件、428,000円あったので、適正な事務の執行に努められたい。</p>	<p>ア 委託業務の執行については、変更契約の適正化を図るとともに、職員相互の確認を徹底することにより再発防止に努めることとした。</p>
<p>イ 屋外広告物等表示許可に当たり、許可期間が不適当なものがあったので、適正な事務の執行に努められたい。</p>	<p>イ 屋外広告物等表示許可については、被許可者に対して適切な更新申請を行うよう要請し、許可期間更新手続の適正化を図るとともに、職員相互のチェック体制を強化することにより再発防止に努めることとした。</p>

5(1) 監査対象機関名 沿岸広域振興局土木部岩泉土木センター

(2) 監査実施日

ア 予備監査実施日 平成26年6月3日及び4日

イ 本監査実施日 平成26年7月24日

(3) 監査結果の公表の日 平成26年9月2日

(4) 留意改善を要する事項及び措置内容

留意改善を要する事項	措置内容
委託業務の執行に当たり、予定価格の積算を誤っていたものが1件、218,000円あったので、適正な事務の執行に努められたい。	積算を誤った委託業務については、今後は、職員の意識向上を図るとともに、チェック体制の強化を図り、再発防止に努めることとした。

6 (1) 監査対象機関名 沿岸広域振興局土木部大船渡土木センター

(2) 監査実施日

- ア 予備監査実施日 平成26年6月11日及び12日
- イ 本監査実施日 平成26年7月30日

(3) 監査結果の公表の日 平成26年9月2日

(4) 留意改善を要する事項及び措置内容

留意改善を要する事項	措置内容
ア 行政財産使用料の徴収に当たり、調定すべき金額より多く調定しているものが1件、38,544円あったので、適正な事務の執行に努められたい。	留意改善を要する事項アに係る措置内容 行政財産使用料の徴収については、平成26年8月8日に還付した。 今後は、算定に当たって職員相互の確認を徹底し、適正な事務の執行に努めることとした。
イ 報償費、旅費及び需用費の支出に当たり、債務確定後、旅行完了又は履行確認の後相当期間経過してから支出しているものが5件、250,084円あったので、適正な事務の執行に努められたい。	留意改善を要する事項イに係る措置内容 報償費、旅費及び需用費の支出については、担当職員が会計規則に係る研修に積極的に参加し、会計事務への理解・知識を高め、改善に努めることとした。
ウ 工事の執行に当たり、設計額の積算を誤っていたものが1件、440,000円あったので、適正な事務の執行に努められたい。	留意改善を要する事項ウに係る措置内容 積算を誤った工事については、今後は、チェック体制の強化を図ることにより再発防止に努めることとした。
エ 償還金の支出に当たり、県営住宅敷金を還付していないものが1件、27,611円あったので、適正な事務の執行に努められたい。	留意改善を要する事項エに係る措置内容 県営住宅敷金を還付していない償還金については、平成26年7月3日に支出した。 今後は、支出関係書類の処理状況の確認を徹底することにより再発防止に努めることとした。
なお、留意改善を要する事項が多数に及んでおり、また、前年度の監査の結果、指摘事項であったにもかかわらず、改善が認められなかったものであり、組織的な改善努力を怠ったことに起因すると認めざるを得ないことから、職員や組織の意識改革を図るなど、再発防止に努められたい。	

7 (1) 監査対象機関名 岩手県奥州保健所

(2) 監査実施日

- ア 予備監査実施日 平成26年6月19日
- イ 本監査実施日 平成26年7月30日

(3) 監査結果の公表の日 平成26年9月2日

(4) 留意改善を要する事項及び措置内容

留意改善を要する事項	措置内容
証紙収納額報告に当たり、報告すべき金額より多く報告しているものが2件、20,600円、少なく報告しているものが3件、36,800円あったので、適正な事務の執行に努められたい。	誤って報告した証紙収納額については、過年度訂正を行った。 今後は、職員相互の確認の徹底を図ることにより再発防止に努めることとした。